

議案第39号

町田市教育委員会を実施機関とする審議会等の会議の公開に関する
規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2025年3月31日提出
町田市教育委員会
教育長 小池 慎一郎

(提案理由説明)

本件は、2025年4月1日に実施する組織改正に伴い関係する規定を整理するため、及び会議の公開の運用状況の公表に関する規定を改めるため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会を実施機関とする審議会等の会議の公開に関する規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

2025年4月1日に実施する組織改正に伴い関係する規定を整理するため、及び会議の公開の運用状況の公表に関する規定を改めるため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 会議開催の事前公表並びに会議録の送付及び写しの閲覧に関する規定中「市政情報課」を「法務課」に改めます。(第2条、第4条及び第5条関係)
- (2) 会議の公開の運用状況の公表方法から告示を削ります。(第6条関係)
- (3) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

町田市教育委員会を実施機関とする審議会等の会議の公開に関する規則の一部
を改正する規則

町田市教育委員会を実施機関とする審議会等の会議の公開に関する規則（平成12年3月町田市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(事前公表)</p> <p>第2条 条例第5条に規定する会議開催の事前公表は、当該会議を開催する日の1週間前までに、会議開催のお知らせ（第1号様式）を<u>総務部法務課</u>（以下「<u>法務課</u>」という。）に備え置き、閲覧に供するとともに、当該お知らせに掲げる事項を町田市ホームページに掲載することにより行う。</p> <p>2 審議会等の事務局は、原則として、会議を開催する日の2週間前までに、前項に規定する会議開催のお知らせを作成し、<u>法務課</u>に送付しなければならない。</p> <p>(会議録)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 審議会等の事務局は、会議の開催結果（第2号様式）とともに、公開された会議の会議録の写し及び会議資料を当該会議録に係る会議を開催した日からおおむね1か月以内に<u>法務課</u>に送付しなければならない。</p> <p>(会議録の写しの閲覧)</p> <p>第5条 <u>法務課</u>は、前条第2項の規定により会議録の写しの送付を受けたときは、直ちに、当該会議録の写しを<u>法務課</u>に備え置き、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の3月31日まで閲覧に供しなければならない。</p> <p>(運用状況の公表)</p> <p>第6条 条例第9条に規定する運用状況の公表は、年度ごとの<u>審議会等別の会議</u>の開催数、公開した会議の開催数、非公開とした会議の</p>	<p>(事前公表)</p> <p>第2条 条例第5条に規定する会議開催の事前公表は、当該会議を開催する日の1週間前までに、会議開催のお知らせ（第1号様式）を<u>総務部市政情報課</u>（以下「<u>市政情報課</u>」という。）に備え置き、閲覧に供するとともに、当該お知らせに掲げる事項を町田市ホームページに掲載することにより行う。</p> <p>2 審議会等の事務局は、原則として、会議を開催する日の2週間前までに、前項に規定する会議開催のお知らせを作成し、<u>市政情報課</u>に送付しなければならない。</p> <p>(会議録)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 審議会等の事務局は、会議の開催結果（第2号様式）とともに、公開された会議の会議録の写し及び会議資料を当該会議録に係る会議を開催した日からおおむね1か月以内に<u>市政情報課</u>に送付しなければならない。</p> <p>(会議録の写しの閲覧)</p> <p>第5条 <u>市政情報課</u>は、前条第2項の規定により会議録の写しの送付を受けたときは、直ちに、当該会議録の写しを<u>市政情報課</u>に備え置き、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の3月31日まで閲覧に供しなければならない。</p> <p>(運用状況の公表)</p> <p>第6条 条例第9条に規定する運用状況の公表は、年度ごとの会議の開催数、公開した会議の開催数、非公開とした会議の開催数及び傍</p>

開催数及び傍聴人の数について、町田市広報に掲載することその他の方法により行うものとする。

聴人の数について、告示及び町田市広報への掲載により行うものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。